

荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日 制定  
( 11 荒福高発第 1246 号 )  
( 助 役 決 定 )  
平成 13 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 17 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 20 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 25 年 6 月 1 日 一部改正  
平成 26 年 2 月 28 日 一部改正  
平成 26 年 12 月 26 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者に対し、その者の居住する住宅の改修に要する費用（以下「住宅改修費」という。）を給付することによって、高齢者の在宅生活の自立を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付の種類)

第 2 条 住宅改修費の給付の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅改修予防給付（以下「予防給付」という。）
  - ア 手すりの取付け
  - イ 段差の解消
  - ウ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
  - エ 引き戸等への扉の取替え
  - オ 洋式便器等への便器の取替え
  - カ その他これらの工事に附帯して必要な工事
- (2) 住宅設備改修給付（以下「改修給付」という。）
  - ア 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事
  - イ 流し及び洗面台の取替え並びにこれに附帯して必要な給湯設備等の工事
  - ウ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事

(対象者)

第 3 条 住宅改修費の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 荒川区内に住所を有する 65 歳以上の高齢者であって、身体の機能に障害があり、本人の自立や介護者の負担軽減のために住宅の改修が必要と認められる者であること。
- (2) 給付対象者の属する世帯の生計中心者（以下「生計中心者」という。）の 前年の所得の額が別表第 1 に定める所得基準額の範囲内にあること。
- (3) 予防給付にあつては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」とい

う。)に基づく要介護認定に係る審査を申請前6か月以内に受けており、その結果、要支援又は要介護の認定を受けなかった者であること。

- (4) 改修給付にあつては、法に基づく要介護認定の結果が要支援又は要介護の者であること。ただし、前条第2号のイに規定する給付については、要介護4又は5であつて自宅で車椅子を使用する者に限る。

(給付額)

第4条 住宅改修費の給付額は、別表第2に掲げる基準額(当該住宅改修費の実所要額が基準額に満たない場合はその額とする。以下同じ。)から次条に規定する利用者負担額を差し引いた額とする。

(費用負担)

第5条 給付対象者は、給付の種類ごとに、別表第1により算出した利用者負担額を負担するものとする。

(給付回数の限度)

第6条 住宅改修費の給付回数の限度は、次のとおりとする。

- (1) 予防給付

対象者1人につき1住宅当たり1回とする。ただし、必要に応じて、別表第2(1)に定める基準額の範囲内において複数回の給付を認める。

- (2) 改修給付

同一種類の給付について、対象者1人につき1住宅当たり1回とする。

(申請)

第7条 住宅改修費の給付を受けようとする者は、住宅改修を行う前に、次の各号に掲げる書類により区長に申請しなければならない。

- (1) 高齢者住宅改修給付申請書(別記第1号様式)

- (2) 工事計画書(別記第2号様式)

- (3) 家屋所有者の住宅改修承諾書(別記第3号様式)

(4) 生計中心者の前年分の所得状況を証明する書類(ただし、区が保有する公簿等により所得状況を確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。)

- (5) 工事費見積書

- (6) 工事計画図面

- (7) 工事前の写真

(確約書の提出)

第8条 住宅改修費の給付を受けようとする工事の施工事業者は、荒川区高齢者住宅改修給付事業に関する確約書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(決定)

第9条 区長は第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、給付を決定したときは、高齢者住宅改修給付決定通知

書（別記第5号様式）により、給付をしないものと決定したときは、高齢者住宅改修給付申請却下通知書（別記第6号様式）に理由を付して、申請者に通知しなければならない。

- 2 区長は、前項の決定に当たっては、給付を受けようとする者の身体の状態、世帯の状態、改修を行おうとする施設又は設備の状態等を勘案しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により給付を決定したときは、必要な条件を付すものとする。

（工事の完了）

第10条 住宅改修費の給付の決定を受けた者は、住宅の改修が終了したときは、高齢者住宅改修工事完了届（別記第7号様式）に工事完了後の写真を添付して区長に提出しなければならない。

（給付金の支払）

- 第11条 区長は、前条の工事完了届の提出があったときは、施工状況等を調査し、第7条各号に掲げる書類の内容に従って施工されたと認めるときは、給付金を支払うものとする。
- 2 申請者は、原則として給付金の請求及び受領を施工事業者に委任するものとし、区長は、受任者の請求に基づき、当該受任者に給付金を支払うものとする。ただし、この委任がないときは、区長は、申請者からの請求に基づき、本人に給付金を支払うものとする。

（住宅改修費の返還等）

- 第12条 住宅改修費の給付を受けた者は、改修した施設及び設備を給付の目的に反して使用してはならない。
- 2 区長は、前項の規定に違反し、又は虚偽の申請により給付を受けた給付対象者及び虚偽の見積り、工事又は報告をした施工事業者に対し、給付した住宅改修費の全額又は一部を返還させることができる。

（住宅改修相談員の配置）

- 第13条 区長は、この事業の運営に当たり、給付対象者の身体の状態、家屋の状況等に適した住宅改修を行えるようにするため、住宅改修相談員を配置する。
- 2 住宅改修相談員は、原則として次のいずれかの職種に該当する者とする。
    - (1) 介護福祉士又は社会福祉士
    - (2) 理学療法士又は作業療法士
    - (3) 保健師
    - (4) 建築関係職種
  - 3 住宅改修相談員は、原則として週1回の相談業務に従事するものとする。

（他の関連事業との連携）

第14条 区長は、本事業の運営に当たっては、他の在宅福祉に関連する事業等と連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に申請を受け付けたものから適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱の規定は、平成25年6月1日以後に申請を受け付けたものから適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。
- 2 改正後の荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱の規定は、平成27年1月5日以後に申請を受け付けたものから適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

所得基準額及び費用負担基準表

対象者	所得基準額	利用者負担
生活保護受給者		0%
その他の者	生計中心者の前年の所得が、 585万2,000円以下であること。 ただし、扶養家族のある場合は、1人につき38万円を加算する。	10%

備考

- 1 「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）に掲げる区市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- 2 所得の額の計算方法  
所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日に属する年度の区市町村民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の合計額から別表第3に定める諸控除を行った後の額とする。
- 3 所得額の確認について  
所得状況は、原則として申出書に所得状況を証する書類又はその写しを添付させること等により審査し確認すること（区が保有する公簿等により所得状況を確認することができる場合は、当該書類の提出を省略できるものとする。）
- 4 経済状況が悪化した場合の取り扱いについて  
次の事由により著しい支出増又は収入減があると認められる場合は、当該支出額又は減収相当額を勘案の上、2の所得の額として決定して差し支えないこと。
  - (1) 災害等による損失
  - (2) 退職、失業等
  - (3) 世帯員の増加
- 5 この表において「扶養家族」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族及び控除対象配偶者をいう。
- 6 1月から6月までの間の給付等については、前々年の所得を基準とする。
- 7 扶養家族が所得税法に規定する老人扶養親族、老人控除対象配偶者（以下「老人扶養親族等」という。）である場合は、この表に基づく所得基準額に当該老人扶養親族等1人につき10万円を加算するものとし、扶養家族が所得税法に規定する特定扶養親族である場合は、この表に基づく所得基準額に当該特定扶養親族1人につき25万円を加算するものとする。

別表第2（第4条、第6条関係）

基準額

（1）住宅改修予防給付

改修の種類	基準額
①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの工事に附帯して必要な工事	20万円

（2）住宅設備改修給付

改修の種類	基準額
①浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯等の工事	37万9,000円
②流し及び洗面台の取替え並びにこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	15万6,000円
③便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	10万6,000円